

一般社団法人公智会定款

平成30年 2月 2日 作成

一般社団法人公智会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人公智会と称する。

(目的)

第2条 当法人は、広く一般市民、特に高齢者・障害者に対し、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法に基づく各種事業を行うことにより、高齢者・障害者に対する支援及び保健、福祉の増進を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- 2 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- 3 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- 4 介護保険法に基づく施設サービス事業
- 5 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- 6 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
- 7 介護保険法に基づく介護予防支援事業
- 8 介護保険法に基づく指定介護予防・日常生活支援総合事業
- 9 介護保険法に基づく認定調査に関する事業
- 10 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- 11 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業
- 12 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
- 13 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業
- 14 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- 15 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- 16 児童福祉法に基づく児童発達支援事業
- 17 児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業
- 18 高齢者及び障害者の炊事、洗濯、買物、外出、旅行、娯楽等の付添い、援助及び介護補助等の生活支援サービス事業
- 19 介護保険居宅介護住宅改修
- 20 保健、医療、福祉等の増進に関する事業
- 21 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、東京都世田谷区に主たる事務所を置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

第2章 会 員

(入会及び会員区分)

第 5 条 当法人の会員は2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- 2 当法人の会員となるには、当法人が別に定めるところにより当法人の代表理事に申し込み、その承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第 6 条 会員は社員総会の定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 入会金及び会費の額は社員総会において定める。
- 3 納付した入会金及び会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(任意退会)

第 7 条 会員は、当法人が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(資格の喪失)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受け、成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 除名されたとき

(除名)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合等、除名すべき正当な事由があるときには、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて除名することができる。この場合、その会員に対し、あらかじめ通知するとともに、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款、規則又は社員総会の議決に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき

第3章 社員総会

(定時社員総会の招集時期)

第 10 条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時社員総会は、必要がある場合に招集する。

(社員総会の議長)

第 11 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議決権の数)

第 12 条 社員は、各 1 個の議決権を有する。

(社員総会の決議)

第 13 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

第 4 章 理事

(理事の員数)

第 14 条 当法人の理事は、1 名以上とする。

(理事の任期)

第 15 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事)

第 16 条 当法人の理事が 2 名以上ある場合は、そのうち 1 名を代表理事とし、理事の互選によってこれを定める。

(理事の報酬及び退職慰労金)

第 17 条 理事の報酬及び退職慰労金は、社員総会の決議により定める。

第 5 章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第 18 条 当法人は、社員総会の決議により、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第 19 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第 20 条 基金は、定時社員総会が決定したところに従って返還する。

第6章 計算

(事業年度)

第 21 条 当法人の事業年度は、毎年 2 月 1 日から翌年 1 月 31 日までの年 1 期とする。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第 22 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 31 年 1 月 31 日までとする。

(設立時役員)

第 23 条 当法人の設立時理事は、次のとおりである。

設立時理事 長谷川 侑香

(設立時社員)

第 24 条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 長谷川 侑香

設立時社員 長谷川 彰一

(法令の準拠)

第 25 条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びにその他の法令に従う。

以上、一般社団法人公智会の設立のため、設立時社員長谷川侑香、同長谷川彰一の定款作成代理人である行政書士林洋志は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成 30 年 2 月 7 日

設立時社員 長谷川 侑香

設立時社員 長谷川 彰一

定款作成代理人 行政書士 林 洋志

